

兵庫地方最低賃金審議会

第1回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月3日（水） 13時25分～16時07分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、高階委員、山口委員
労働者代表委員	長嶋委員、橋本委員、森田委員
使用者代表委員	東委員、今井委員、倉本委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官 村田労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○村田労働基準監督官 定刻より少し早いですが、ただ今から、第1回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、全員御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。 ○岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。9月に入りましたが、大変お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。また、お忙しい中、当専門部会の委員にお引き受けを頂きましたことを深く感謝申し上げます。 最低賃金につきましては、皆様御承知の通り地域別最低賃金とこれから御審議いた	

だきます特定最低賃金がございます。

地域別最賃につきましては8月8日に、前年から64円の引き上げの時間額1,116円で答申をいただいたのですが、8月26日に異議申し立ての審議が行われまして、結果としましては答申どおりということで、10月4日から時間額1,116円で発効することが確定したところでございます。

これから御審議いただく自動車小売業につきましては、一旦10月4日からは1,116円ということになりますが、今日は必要性審議となりますので、この後詳しく法令上の手続きを説明させていただきますけども、必要性ありとなりますと1,117円以上の引き上げが必要ということに御留意いただければと思っております。

兵庫は9つの特定最低賃金がございますが、そのうちの7つにつきまして労働側の皆さんから改正の申出があり、現在は7つの特定最賃について今年度は審議をするということでございまして、実はこれまで6つの専門部会につきましては開催しており、自動車小売業が最後に専門部会1回目が始まるというところでございます。

今年は地域別の最賃が例年より4日遅れたということで、各委員の皆様には本当にスケジュール等で御無理をお願いし、申し訳なく思っております。今後も色々な専門部会が動いておりますので、委員の皆様には日程調整等で御無理をお掛けしますが、何卒御理解、御協力を賜り、事務局といたしましても、皆様方の審議が有意義に進められますよう精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、今年度もよろしく願います。

○村田労働基準監督官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料1ページに添付している委員名簿にて各自御確認をいただくことで替えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、公益代表委員の中から選挙で選出することとなっておりますが、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○村田労働基準監督官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○高階委員

公益側委員で事前に打合せしております。部会長には坂本委員、部会長代理に山口委員を推薦することで調整していますので、この2名を推薦したいと思います。

○村田労働基準監督官

ただ今、部会長に坂本委員、部会長代理に山口委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○労使委員

異議なし。

○村田労働基準監督官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に坂本委員、部会長代理に山口委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○坂本部会長

みなさん、こんにちは。部会長に選出されました坂本と申します。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。

はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働者側の委員は、どなたにされますか。

○橋本委員

橋本でお願いします。

○坂本部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○倉本委員

倉本でお願いします。

○坂本部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は部会長である私と橋本委員、倉本委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名すること

にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○坂本部長

それでは、次の議題（２）「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。

お手元に１枚ものでお配りしていますＡ３版の「兵庫県の最低賃金」のカラー刷りリーフレットをご覧ください。

これは、現在の兵庫県の地域別最賃とともにその下の四角枠に現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものです。

この特定最賃につきましては、真ん中の表に地域別最賃である兵庫県最賃 1,052 円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載し、その四角枠の下に、太字で書いていますとおり、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種は兵庫県最賃の適用となっております。

また、その特定最賃につきましては、表の右端の枠に「適用除外する労働者」の欄がありますとおり、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていることと、その表の下に（注３）（注４）に記載しているとおり、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「雇入れ後6か月未満の者であって技能習得中のもの」が適用除外となっていることにご留意ください。

また、自動車小売業についての適用除外する労働者については別途お配りしています１枚ものの横長の表をご覧ください。その表の上側に「適用する使用者」下側に「適用除外労働者」で「18歳未満又は65歳以上の者」「雇入れ後3か月未満の者であって技能習得中のもの」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「洗車又はワックスかけの業務」、「塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務」が適用除外となっていることにご留意ください。

このように兵庫の特定最賃はこの自動車小売業を含め９件の設定がある訳ですが、今年は７月１日及び４日に７件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。

ります。お手元にお配りしています専門部会資料の8ページをご覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。

今回、改正の申出をいただきました7件の特定最低賃金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しましたので、7月18日の本審におきまして、それらの申出について確認を行っていただきました。そのうえで、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。

資料の9ページにその諮問文の写しを、また、次の10ページには自動車小売業の申出書を付けております。

兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も7月の本審において確認されましたように、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについてご説明させていただきます。

専門部会資料の2ページをご覧ください。この2ページ以降が特定最低賃金にかかる審議の流れを分かり易く示した説明資料となります。

次のページ、3ページをご覧ください。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと、法律上規定されています。

資料4ページをご覧ください。

右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額1,052円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割が設定されているところが大きく異なるところでございます。この地域別最賃につしまし

ては、先の最低賃金審議会において、時間額 1,116 円とするという答申が出されていますので、今後、公示手続きを経て 10 月 4 日に発効予定となっております。

資料 5 ページをご覧ください。

特に、特定最低賃金の決定、改正までのプロセスですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。

なお、資料には付けていないのですが、1 点ご留意いただきたい点がございます。昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされており、つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし、一方、平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されています。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、その金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

また、改正の必要性がありとなった場合には、先程、ご説明させていただきましたように、最賃法第 16 条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低 1 円以上の引き上げを行うことが求められてきます。

つまり、今年の場合は、先程申しましたとおり、兵庫県最低賃金は 10 月 4 日から 1,116 円となる予定ですので、この特定最低賃金については、その県最賃の 1,116 円を超えた額で改正決定することが必要となります。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正は出来ませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、8 ページの一覧表の自動車小売業での申出の一番低い金額 1,135 を超えることは出来ないということでございます。

そのため、金額改正にあたっては、1,117 円から 1,135 円までの間で審議・決定していただくこととなります。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○坂本部長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員

意見なし。

○坂本部長

それでは、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。では、私から、配布させていただいております資料の 34 ページから 126 ページまでの経済概況や雇用状況等の資料について説明させていただき、その後、14 ページから 33 ページまでに記載しております兵庫労働局において実施した基礎調査の結果について、事務局の村田からその概要を説明させていただきます。

(以下資料 34 ページから 126 ページまで説明)

○村田労働基準監督官

賃金室の村田です。

私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料 14 ページから 33 ページまでについて説明)

○坂本部長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○各委員

特になし。

○坂本部長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性なしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦勞をお掛け致し

ますが、よろしくお願いします。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○坂本部長

それでは、よろしくお願いいたします。

(労使それぞれ、別室で意見調整)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。

それではお願いします。

○橋本委員

昨年から引き続き、スズキ販売労働組合の橋本です。よろしくお願いします。昨年、自動車小売業最低賃金に関しましては、必要なしとの回答を使用者側からいただきまして、実際に具体的な理由は聞いていないという所と最後に個社にて、という言葉を受取いたしました。個々の会社で賃金を決めるというのは当然という所ではありますが、自由競争の原則からすれば当然の話ではありますが、ただ、兵庫県の最低賃金を土台とするのであれば、他業種との競争力は保ててないと思います。また、一方では同一労働同一賃金の観点を踏まえると、私ども大手ディーラーの賃金をベースに金額を決めていかなくては、生き残りのかかる地方小売店やその従業員に将来性が見込めないということも考えられます。

人口減少社会において、淘汰されるべき業種、職業、また私たち業界では淘汰される販売店もあるかと思いますが反面、先ほども触れた地域のために生き残らないといけない店もあり、広い地域にわたって商品の販売維持のためにも地域の特定最低賃金の審議を進めていく必要があると考えます。以上です。

○坂本部長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いします

○倉本委員

はい。使用者側倉本からお話させていただきます。

兵庫県の最低賃金は、三者合意とはならなかったものの、1,052 円から 64 円と大幅アップの 1,116 円で妥結しております。今、労働者側からお話がありましたが、この金額は経営者にとってかなりの負担増に繋がっていると思います。

昨年度の兵庫県の倒産件数、金額を見てみますと、確かに金額は減っていると思いますが件数は増えております。これは、金額の少ない倒産が増えているのかと思いますが、これは中小にとっては、非常に厳しい状況を物語っているのかと感じております。

これも以前から申し上げておりますけれども、色々な小売業がある中で自動車小売業だけを相変わらず議論するのも我々としては、違和感を持っております。

自動車小売業には、先程もおっしゃっていましたが、最も規模の大きいメーカー系ディーラーから独立系のディーラー、新車販売店、中古車販売店、両方を扱う販売店、整備や車検などのアフターサービスも提供する店、色々な種類のお店、小売業の形態があると思います。会社の規模も数人から数百人以上と様々であって、自動車小売業とひとくくりにして議論するのは乱暴ではないかという風に以前から申し上げていたと思います。

業務の方も最近ではHV やEV など技術の変化が非常に激しいので、例えばそれに対応する必要のある整備を担当されている方は別の次元での話であり、業務も非常に多義にわたっておりますので、ひとくくりで話をするのも違和感があります。

従いまして、使用者側としましては、自動車小売業における特定最賃は必要なしという風に申し上げたいと思います。以上です。

○坂本部長

ありがとうございます。

現状では労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

(別室にて公使協議、その後公労協議)

○坂本部長

それでは審議を再開します。

時間もかなり経ってしまいましたので、本日はここで審議を終了したいと思います。労働者側委員の方から資料を用いての説明が公益の方にありまして、中身もありまし

たので、次回の時に労働者側委員が使用者側委員の方にも説明をしていただく事にしたいと思います。ですので、引き続き審議したいと思います。

労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では労側は産業自体の魅力を向上させるために自動車小売業の特定最賃を上げる必要があると。都市部ではなく地方の大手ディーラーがない地域に車両保有台数も多いということで、そこに人手を確保する必要がある、そうすると産業全体の魅力向上していく必要があるとおっしゃっていました。結論としては改正の必要性はありという御意見でした。

使用者側は、地賃が大幅アップしている状況が続いていて、経営者側の負担が増え、中小企業は、非常に厳しい状況であると、また、そもそも自動車小売業の特賃の枠組み自体も疑義があるとおっしゃっていました。従いまして、改正の必要性はなしということでした。

ということで、意見の一致には至っておりません。

次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。

では次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

次回は9月9日、火曜日、午後3時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○坂本部長

では次回は、9月9日、火曜日、午後3時からの開催とします。

次回は改正必要性審議の2回目ですが、引き続き公開とします。

それでは、本日の審議は、これで終了とします。

お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

坂本知可

橋本 欣也

倉本 信二